

新型コロナウイルス感染症：国家は緊急対策の濫用で人権を抑圧してはならない—国連専門家

ジュネーブ(2020年3月16日)：国連の人権専門家らは本日、新型コロナウイルスの流行への対応で各国が安全保障のための手段を濫用しないよう呼び掛け、緊急事態における権力行使が、反対意見を抑えるために使われるべきではないことをあらためて強調した。人権専門家らは「健康をめぐる現在の危機が深刻であると認識し、大きな脅威に対する非常権限の行使が国際法上許容されていることも認めるが、国家に対しては、緊急の新型コロナウイルス対策がいずれも、妥当かつ必要で、差別的でないものでなければならないことを強く指摘する」と述べた。このような指摘は、新型コロナウイルスの流行への対応において、人権がその中心に位置づけられるべきであるとする最近の国連人権高等弁務官の呼び掛けを反映している。

国連の専門家らによると、健康や安全といった理由の如何に関わらず、緊急事態の宣言については国際法に明確な手引きが明記されている。「非常権限の行使は公的に宣言されるべきであり、移動や、家族生活、集会に関する基本的人権が著しく制限される場合においては、関係する条約機関へ通告されるべきである」。「さらに、新型コロナウイルスの流行に基づく緊急事態宣言は、特定の集団やマイノリティー、個人を標的とするために行使されるべきではない。またそれは、健康を守るという口実で弾圧的な措置を隠蔽したり、あるいは人権擁護者を沈黙させたりするために使われてはならない」。そして「ウイルス対策で課される制約は、正当な公衆衛生上の目的に基づくべきで、反対意見を鎮圧するために行使されてはならない」。

国家や安全保障機関のなかには、手っ取り早い対応を可能にする非常権限の行使が魅力的だとみなすところもあるだろう、と専門家らはみている。「過度の権力が法律や政治のシステムに組み込まれるのを阻止するために、規制は狭く規定され、公衆衛生を守るための介入手段は最小限でなければならない」。最後に、ウイルス感染が終息に向かっている国においては、当局が生活を日常に戻すために努力すべきであり、無期限に日常生活を抑制する目的での非常権限の過剰な行使は避けなければならない、と彼らは言う。「法の支配と人権の保護とともにある健全な社会の出現を促進するために、我々は各国に対し、人権に基づいたパンデミック抑制の手段を断固として維持することを勧める」と述べた。

反テロに関する特別報告者 *Ms Fionnuala D. Ní Aoláin*

略式裁判による刑の執行 *Ms Agnes Callamard*

表現の自由に関する特別報告者 *Mr David Kaye*

人権擁護者の状況に関する特別報告者 *Mr Michel Forst*

集会結社の自由に関する特別報告者 *Mr Clément Nyaletsossi Voule*

健康への権利に関する特別報告者 *Mr. Dainius Pūras*

教育への権利に関する特別報告者 *Ms Koumbou Boly Barry*

プライバシーの権利に関する特別報告者 *Mr Joe Cannataci*

思想信条の自由に関する特別報告者 *Mr. Ahmed Shaheed*

発展の権利に関する特別報告者 *Mr Saad Alfarargi*

居住の権利に関する特別報告者 *Ms Leilani Farha*

水と公衆衛生への人権に関する特別報告者 *Mr Léo Heller*

人権と国際連帯に関する独立専門家 *Mr Obiora C. Okafor*

民主的かつ公平な国際秩序の促進に関する独立専門家 *Mr Livingstone Sewanyana*

司法の独立に関する特別報告者 *Mr Diego García-Sayán*

恣意的拘禁に関するワーキンググループ *Mr. José Antonio Guevara Bermúdez , Ms. Leigh Toomey , Ms. Elina Steinerte , Mr. Seong-Phil Hong and Mr. Sètondji Adjovi;*

失踪に関するワーキンググループ *Mr Luciano Hazan , Mr Tae-Ung Baik Ms Houria Es-Slami, Mr Bernard Duhaime and Mr Henrikas Mickevicius*

英語原文 <https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=25722&LangID=E>

和訳文責： 藤田早苗、翻訳チーム